

令和 7 年 1 月 21 日

【重要】教職課程を必修とする学生の実習に係る犯罪事実確認制度について

(令和 8 年度以降入学者対象)

■ 対象となる学生

本学での入学前の周知対象となるのは、教育学部（教職課程を卒業要件とする課程）に入学する学生です。

※他学部において、任意で教職課程を選択する学生は、今回の周知の対象外です。

■ 周知内容

犯罪事実確認により、または申告により特定性犯罪前科が確認された場合、児童生徒と接する教育実習を行うことはできません。教育学部入学者においては教育実習が卒業要件であるため、卒業ができなくなる事態が発生します。

■ 制度概要

令和 6 年法律第 69 号「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」の施行（令和 8 年 12 月 25 日予定）に伴い、教育実習に参加する学生に対し、特定性犯罪前科の有無を確認する制度が導入されます。

教育実習校の判断により、学生は実習前に犯罪事実確認を受ける場合があります。

■ 入学後の手続き

「■ 対象となる学生」に対して、以下を実施します。

- ・制度内容の説明
- ・入学前の同意書・誓約書の提出
- ・実習前の特定性犯罪前科がない旨の誓約書の提出

こどもとその学習環境を守るための制度です。ご理解とご協力を願いいたします。